

■フラット35適合証明審査について

このたびは、フラット35適合証明審査にお申込みいただき、ありがとうございます。
メールに添付いたしました書面とともに下記をお読みいただきますようお願いいたします。

- ・審査において、**電気と水を使用いたします。**

使用できない場合は審査を行えない可能性がございますので、予め建物所有者（売主）または仲介業者にご連絡いただき、使用できるようご手配をお願いいたします。

- ・審査の際、床下および屋根裏の点検口等から内部が確認出来る事が必要です。点検口の設置がない建物については審査を行えない可能性がございますので、こちらも予め、点検口の有無をご確認ください。
- ・フラット35Sにつきましては、当社では「フラット35S（金利Bプラン）」のみ審査可能です。フラット35Sの審査をご希望の場合は、調査日前日までにお知らせください。
- ・審査に必要な書類等が揃わない場合は、現地の再調査が必要になる場合がございます。その際は別途費用が発生いたしますことをご了承ください。
- ・以下の物件につきましては、フラット35の融資対象外となります。あらかじめ、対象物件が該当しないことをご確認ください。

建築後2年以内の建物で、過去に人が居住したことがない住宅 ※1

建築確認日が昭和56年5月31日以前である住宅 ※2

敷地が一般の道路に2メートル以上接していない住宅

炊事室（台所）、トイレ、浴室（浴槽設置）のいずれかがない住宅

床面積の半分以上を住宅以外の用途に使用する住宅

一戸建てにおいて床面積（駐車場スペースを除く）が70平米未満の住宅

マンションにおいて対象住戸の床面積が30平米未満の住宅

※1 建築後2年以内の建物でも、人が居住したことがある住宅は対象となります。また、人が居住したことがない住宅でも、建築後2年を超えている住宅は対象となります。

※2 耐震評価基準に適合する住宅は融資対象となり、図面等の確認により審査が可能です。詳しくはお問い合わせください。

- ・審査を行う建物に「検査済み証」がない場合でも、適合証明審査は可能です。ただし、金融機関の審査時に、不適合と審査されることがありますのでご注意ください。

ご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせくださいませ。

sakura
Home Inspection

さくら事務所ホームインスペクション